

1. 目的

- (1) 学校教育の一環として、スポーツ・文化活動を行う。
- (2) 集団活動を通じて、礼儀を重んじ、規則を守ろうとする社会性を養う。
- (3) たくましい身体と精神力、自主性、責任感等を養う。
- (4) 保護者や顧問、地域に対する感謝の気持をもって活動する態度を養う。
- (5) 下音更中学校の生徒としての自覚をもって活動する。

2. 活動について

- (1) 部活動の練習及び運営については、「音更町立学校に係る部活動の方針」を踏まえた上で、合理的でかつ効率的・効果的な活動をすすめる。
- (2) 学校教育の一環であるという部活動の意義・目的を理解し、健全な部活動の運営ができるように配慮する。
- (3) 部活動の実施にあたっては、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰、ハラスメントの根絶を徹底する。
- (4) 活動場所、用具等の安全を確かめ、使用後の清掃、整備を行う。

3. 活動時間について

- (1) 1日の活動時間は、長くとも平日で2時間程度、休業日は3時間程度とする。(準備・片付け・登下校時間を除く)
- (2) 休業日の活動について、大会等への出場、練習試合、合宿を行う場合や、中体連、中文連等が主催する大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間は、生徒のバランスのとれた生活や、部活動指導者の負担軽減を考慮した上で、1日の活動時間を、長くとも平日で3時間程度、休業日は4時間程度とし、1週間の活動時間を、長くとも16時間程度とする。
- (3) 気象庁の高温注意情報等が発せられた地域・時間帯では原則として活動しない。

4. 休養日について

- (1) 学期中は、週あたり2日以上休養日(平日少なくとも1日、休日、祝日少なくとも1日以上)を休養日とする。
- (2) 休日、祝日に大会、コンクール参加等で活動した場合は、大会等の前日から1か月以内に休養日を他の日に振り替える。
- (3) 休養日には学校で行う朝練習や自主練習を行わない。
- (4) 学校閉庁日は休養日とし、下記の日は休養日とする。

ア. 定期テスト前の3日間

- (5) 下記の日は可能な限り休養日とするよう努める。
 - ア. 体育祭や文化祭翌日の振替休日
 - イ. 入学式、卒業式、始業式、終業式の当日
 - ウ. 集団、宿泊的行事の当日
- (6) 長期休業中の休養日の設定は学期中に準じた扱いを行う。
- (7) 生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

5. 地域特性における特例的扱い

- (1) 積雪のため屋外での活動が制限される部活動についても上記の活動時間と休養日を原則とするが、原則どおり運用することが困難と認められる場合は、ある程度の長期の休養期間（オフシーズン）を設けることを前提に特例的な取扱いとして次のように実施する。
 - ア. 休養日は、平日又は休業日を問わず、少なくとも週1日以上設定した上で、年間104日以上とする。
 - イ. 活動時間は、長くとも平日では3時間程度、休業日は4時間程度とし、1週間の活動は16時間程度とした上で、年間の平均活動時間が平日2時間程度、休業日が3時間程度となるように実施すること。
 - ウ. 上記ア、イの実施の場合であっても、生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう特例的な扱いとして把握し、上記3、4の活動時間及び休業日を設定することに心がける。

6. 学校単位で参加する大会等について

- (1) 部活動の活動時間や休養日が年間通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度にならないことを考慮して、学校の部活動が参加する大会等（地域からの要請により参加する地域行事や催し等を含む）に対して出場・参加するものを精査する。

7. 登下校について

- (1) 交通規則や交通マナーを守り、安全に登下校する。
- (2) 自転車登校が認められた期間は、休日や校外での部活動参加に自転車の利用することができる。

8. 部活動中の事故について

- (1) 軽度と判断されるものについては、保健室（職員室）、部活動で準備しているもので治療・処置する。

- (2) 重度と判断されるものについては、保護者と連絡をとり、病院にて治療する。経過については随時管理職に報告する。
- (3) ケガについては、軽度とあなどらず最善の対応をする。頭部については重度と考える。

9. 設置外の競技で中体連大会に参加する場合について

- (1) 本校生徒が校外で練習を重ねている競技について、本人、保護者が中体連大会に参加したいという要望がある場合、可能な範囲で引率として本校の教員に依頼する。

10. 外部指導者等について

- (1) 外部指導者や技術向上のための指導者招聘については、顧問をサポートし、生徒の技術向上を図るためであるが、教育上、不適切な言動があった場合、顧問は指導を中断し、生徒のケアを行う。

11. 部活動に係る相談等について

- (1) 部活動に係る相談・要望等の窓口は管理職（教頭）とする。

12. 学校、各部活動が管理しているもの

- (1) 学校及び各部活動は次のものを作成・管理する。

各部が作成・管理するもの	学校が保管するもの
1. 年間の活動日程計画	1. 年間の活動日程計画
2. 毎月の活動日程計画	2. 毎月の活動日程計画
3. 毎月の活動日程実績	3. 毎月の活動日程実績
4. 部員名簿	4. 部員名簿
5. 保護者会会則	5. 保護者会会則
6. 連絡網	6. 連絡網
7. 会計簿	
8. 各部で必要とする文書	

部活動指導は教育の目的である人格形成に大きな役割があり、教室で学ぶこと以外でも部活動は子どもの健やかな成長に密接に関連していると考えています。

本校教員はその考えに賛同しており、彼らの協力によって部活動が成立しています。生徒の安全の確保はもちろんのこと、保護者の負担や教員の負担が過度とまらない体制づくりを目指します。

令和2年4月